

第 55 期熊本地方最低賃金審議会
熊本県特定（産業別）最低賃金
令和 7 年度第 1 回

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
専門部会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 10 月 20 日（月） 10 時 00 分～12 時 00 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室
3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 小材委員、西川委員、峯委員

（使用者代表委員） 原山委員、山下委員、前田委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、
堀田専門監督官

4 議 題

- （1） 部会長、部会長代理選任
- （2） 当専門部会の公開について
- （3） 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等
- （4） 基本的見解の表明
- （5） 金額提示（金額審議を含む）
- （6） その他

5 議事内容

補佐

ただ今から、令和 7 年度第 1 回熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

なお、今後の審議におきましては、この専門部会の名称を「電気機械専門部会」と略称させていただきますことを御了承願います。

まずは定足数の報告です。本日の委員の出席は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 9 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、意見聴取に関する公示についてです。最低賃金法第 25 条第 5 項に基づきまして、熊本県特定最低賃金の改正決定に係る関係者労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いました。意見書の提出はございませんでしたので御報告致します。

次に、本日の資料についてです。資料1から資料8までと、参考資料1から5までを用意しておりますのでお手元を御確認ください。もし不足がある場合は後程でも結構ですのでお申し付けください。

次に公開についてです。資料1を御覧ください。熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会第7条第1項により、当専門部会は原則として公開することとなっております。本日は報道機関1社から取材及び傍聴の申込があつておりますので御報告いたします。

続きまして委員の任命についてです。熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会は、資料2にあります最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条各項及び資料1にあります熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第3条に基づき、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名で構成することとなっております。令和7年度の電気機械専門部会の委員を任命するに当たり、資料2にあります最低賃金審議会令第3条に基づき、熊本労働局長が候補者の推薦公示を9月22日から10月2日まで行ったところ、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の候補者の推薦がありました。この方々に公益代表委員から推薦された候補者3名を加えた計9名について、熊本労働局長により令和7年10月6日付けで任命させていただきました。

お手元に人事異動通知書をお配りしておりますので御確認ください。それから、資料3を御覧ください。令和7年度電気機械専門部会委員の名簿になります。名簿及び人事異動通知書に万が一、不備等がございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、本日お集りの委員の皆様をこの委員名簿に沿って、御紹介させていただきます。

公益代表委員から、泉委員です。

（泉委員：泉でございます。よろしくお願いいたします。）

本田委員です

（本田委員：本田です。よろしくお願いいたします。）

森口委員です

（森口委員：森口です。よろしくお願いいたします。）

労働者代表委員です。

小材委員です。

（小材委員：小材です。よろしくお願いいたします。）

西川委員です。

（西川委員：西川です。よろしくお願いいたします。）

峯委員です

（峯委員：峯です。よろしくお願いいたします。）

続きまして、使用者代表委員です。

原山委員です。

（原山委員：原山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。）

前田委員です。

（前田委員：前田です。よろしくお願いいたします。）

山下委員です。

（山下委員：山下です。よろしくお願いいたします。）

皆様よろしくお願いいたします。

それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。

議題1「部会長及び部会長代理の選出」です。資料2を御覧ください。最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされており、第25条第4項において、前条（第24条）の規定は、専門部会について準用するとあります。従いまして専門部会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなります。事前に開催しました公益委員の打合せで、部会長候補に本田委員が推薦され、また、部会長代理候補に泉委員が推薦されています。

まず、部会長の選挙から行います。部会長を本田委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全会一致により本田委員が部会長に選出されました。

続きまして、部会長代理を泉委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全会一致により泉委員が部会長代理に選出されました。

それでは、電気機械専門部会長に選出されました本田部会長から御挨拶をいただき、以後の議事進行を部会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

部会長

おはようございます。昨年、一昨年に引き続き当専門部会の部会長を務めさせていただきます。特定最低賃金ということもございますし、委員の皆様におかれましては労使のイニシアティブを遺憾なく発揮していただきながら調査審議を尽くして、公労使一致した改正額を目指したいと思っております。どうぞご協力の程、よろしくお願いいたします。

補佐

それではカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

部会長

それでは審議に入ります。議題(2)「当専門部会の公開について」です。

審議に先立ちまして、当専門部会の公開・非公開について取扱いを決めたいと思いますが、資料1の専門部会の運営規程を御覧ください。この規定の第7条の第1項において、原則として公開することになってはいますが、但し書きで、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合や、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は、会議を非公開にすることができるということになっております。

特定最低賃金では特に調査審議の過程において、個人や団体に関する具体的な情報が取り扱われることがありまして、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがあると考えますので、第7条第1項に基づいて非公開としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員全員 異議なし)

よろしいですか。では非公開と決まりましたので、専門部会の審議については以降非公開といたします。また、次回以降に審議が引き続いた場合も非公開といたします。傍聴の方につきましては御退室をお願いいたします。

事務局は御案内をお願いします。

(傍聴人 退室)

以降、非公開